

・・・ 個人が支出した寄附金の控除について ・・・

- ・国や地方公共団体、特定の法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。
- ・個人が特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得金額から差し引かれます。

1 寄附金控除(所得控除)

寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\frac{\text{（その年中に支出した特定寄附金の額の合計額）}}{\text{（2千円）}} = \text{（寄附金控除額）}$$

注：特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

〈控除を受けるための手続〉

- ・寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- ・一定の特定公益増進法人に対する寄附については、その法人が適格であることなどの証明書の写しを申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

〈特定寄附金とは〉

3 特定公益増進法人に対する寄附金

公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの

・・・ 法人が支出した寄附金の損金算入 ・・・

- ・国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。
- ・法人が支出した寄附金については、一定の範囲内で損金に算入されます。

2 特定公益増進法人等に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金とするために支出した金銭のうち一定の要件を満たすものは、その合計額と次の特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額が損金に算入されます。

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \text{〔特別損金算入限度額〕}$$

注1：資本金等の額は、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額をいいます。

注2：所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

(※ 国税庁HPより、関係部分のみ抜粋)